

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

	頁
清算関連の基盤整備に係る諸制度	
国内清算機関の基盤強化	1
外国清算機関のリンク参入・直接参入	1
その他	2
証券会社の連結規制・監督等	
証券会社の親会社グループのモニタリング	2
川下連結・川上連結	4
告示関係	6
ヘッジ・ファンド規制	10
地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し	16
デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し	16
不動産デリバティブ取引に対する規制の導入	19
証券取引等監視委員会による建議関係	20
有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化	22

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年法律第32号)	改正法
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	改正府令
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引清算機関等に関する内閣府令	清算機関等府令
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	取引規制府令
特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件	川下連結告示
最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件	川上連結告示
金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件	三柱告示
金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成19年8月金融庁告示第59号)	単体告示

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
清算関連の基盤整備に係る諸制度		
国内清算機関の基盤強化		
1	国内清算機関の最低資本金の額を10億円としているが、そもそも10億円とする根拠は何か。金商法第156条の10の「金融商品債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する」を踏まえ、ここでの「最低資本金」をそもそも国内清算機関は何に対して調達しておくべきものとの整理なのか。	清算機関は危機の伝播を遮断する役割を担うシステム上重要なインフラであり、国内に設立された清算機関の基盤強化を図る必要性が高いことを踏まえ、リスク管理態勢の向上を図る観点から、最低資本金規制を導入することとしたものです。その水準については、清算機関の財務基盤の重要性を踏まえ、10億円としています。
2	「最低資本金の額」は、清算参加者の破綻により国内清算機関に発生する損失の補填に当たって適用される「国内清算機関による補填」を差し引いた額であるとの理解でよいか。	最低資本金規制は、清算機関は危機の伝播を遮断する役割を担うシステム上重要なインフラであり、国内に設立された清算機関の基盤強化を図る必要性が高いことを踏まえ、リスク管理態勢の向上を図る観点から導入することとしたものであり、その水準については、清算機関の財務基盤の重要性を踏まえ、10億円としています。
3	国内清算機関の最低資本金の額を10億円としているが、金商法第156条の10の「金融商品債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する」との規定との関係について教えてほしい。同規定が金融商品債務引受業による損失によって清算機関の資本金が最低資本金の額を下回ることとなった場合に清算参加者がこの不足額を補填する趣旨であるとする、最低資本金は、この損失負担を吸収するために必要な見込み額を含むべきではなく、かかる見込み額はデフォルト・マネジメント目的で資本金とは別に積み立てられるべきであると考えられるが、そのような理解でよいか。その場合、10億円が相当な額であるとの根拠は何か。	<p>なお、具体的な危機対応において資本金をどう取り扱うかについては、個別の清算機関におけるリスク管理の方法として検討されるべきものであると考えられます。</p>
外国清算機関のリンク参入・直接参入		
4	昨今の国際的にも流動的な状況に鑑みると、外国金融商品取引清算機関の経験年数として3年を要求するのは、あまりにも硬直的である。柔軟な制度設計を可能にするため、これを1年とすべきである。また、連携清算機関等については、外国において許認可を得ている場合には経験年数に関わらず連携を認める余地を残してほしい。	外国清算機関の直接参入に係る免許及びリンク参入に係る認可に必要な業務の経験年数については、清算業務に従事するシステム上の重要なインフラとして、適正かつ確実な業務執行を確保する観点から、3年としているものであり、これを御指摘のように短縮することは適当でないと考えられます。
5	「金融商品債務引受業と同種類の業務」とは、具体的にはどの範囲の業務を指すのか。例えば、金利スワップに係る清算業務を行っていた者と合併した者が、CDSの金融商品債務引受業に係る申請を行った場合には、金利スワップに係る業務もCDSに係る業務も「金融商品債務引受業」の範囲に含	具体的な業務が「金融商品債務引受業と同種類の業務」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断する必要があると考えられます。

	まれる業務であるから、「同種類の業務」との理解でよいか。	
6	<p>外国金融商品取引清算機関の申請者及び連携清算機関等が要求される金融商品債務引受業に関する経験年数の算定において、合併、分割、業務の全部又は一部の譲渡及び から に準ずる場合として内閣府令で定める場合に、経験年数を合算できる（ただし、 の内閣府令は現時点では定められていない。）。</p> <p>しかし、外国における組織再編を上記 から でカバーできない可能性がある。 から でカバーできない形態の組織再編の場合は、 に基づき内閣府令により対応することも可能であるが、そもそも、免許申請者及び連携清算機関等に一定の経験年数を求めている趣旨からすれば、金融商品債務引受業に係る業務が免許申請者（連携清算機関等）に承継されていれば、組織再編の形態は問題とすべきではない。</p> <p>具体的には、金商法施行令案第19条の4の4第2項第4号及び第19条の4の5第2項第4号を「前3号に掲げる者に準ずる者で、免許申請者（連携清算機関等）に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又は一部を承継した者」という内容に修正すべきと考える。</p>	<p>外国における組織再編については、金商法施行令第19条の4の4第2項第1号から第3号まで及び第19条の4の5第2項第1号から第3号までの規定により、基本的には対応していると考えられます。これらの規定に該当しない形態の組織再編を同様に扱うことについては、慎重に対応する必要があると考えられます。</p>
その他		
7	「当該取引（貸借）に基づく債務の不履行による我が国の資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定するもの」とあるが、その具体的内容と指定時期について教えてほしい。	<p>具体的にどのような取引を指定するかについては、国際的な店頭デリバティブ取引の規制動向その他の事情等も踏まえつつ、検討することとなります。</p>
8	清算機関等府令案第35条、第48条第4項第1号及び第8項第1号並びに第49条第3項第1号の「法令」は、日本の法令に限られるとの理解でよいか。	<p>御指摘の「法令」は、一般的には「外国の法令」を含まないものと考えられます。</p>
9	CCPに対する免許の基準について、政府令（あるいは、監督指針等、公表されるもの）において、海外における規制と平仄のとれた、実務的かつ詳細なCCP要件を定めることを検討してほしい。また、CCP要件についてもパブコメを行う等、市場参加者との協議を経て、定めてほしい。	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>
証券会社の連結規制・監督等		
証券会社の親会社グループのモニタリング		
10	金商法第57条の2第1項に規定する「総資産の	御理解のとおりです。

	額」は、連結ベースではなく、金融商品取引業者単体について算出するものとの理解でよいか。	
11	<p>金商業等府令案別紙様式第17号の2の「資金調達に関する支援の状況等に関する報告書」を、金商法第57条の2第2項第2号の内閣府令で定めるところにより記載した書類として規定しているのは何故か。金商法第57条の2第2項第4号の資金調達に関する支援の内容及び方法を内閣府令で定めるところにより記載した書類として規定されるべきではないのか。</p>	<p>金商法第57条の2第2項第4号の「資金調達に関する支援の内容及び方法を内閣府令で定めるところにより記載した書類」は、特別金融商品取引業者の親会社又はその子法人等が当該特別金融商品取引業者に対して行っている資金調達に関する支援の内容及び方法について、定性的な内容の報告を求めており、このため、記載事項に変更があった場合にはその都度、遅滞なく届出を行うことが求められております（同条第4項）。</p> <p>一方、金商法第57条の2第2項第2号の「特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類」は、特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に係る定量的な事項等の報告を求めており、このため、四半期ごとの報告が義務付けられております（同条第5項）。</p> <p>御質問の「資金調達に関する支援の状況等に関する報告書」は、特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に係る定量的な事項について報告を求めるものであることから、金商法第57条の2第2項第2号の「特別金融商品取引業者の親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況を内閣府令で定めるところにより記載した書類」として規定しております。</p>
12	<p>金商法第57条の2第5項に規定する政令で定める期間は1月とあるが、決算報告とのデータ整合性等に鑑みると1月での作成は困難なため、45日程度にしてほしい。</p>	<p>金商法施行令第17条の2の3第3項において1月以内の提出が求められている金商業等府令別紙様式第17号の2の「資金調達に関する支援の状況等に関する報告書」に記載すべき情報は、当局において可能な限り速やかに把握する必要があるため、これを維持することが適当と考えられます。</p>
13	<p>特別金融商品取引業者の親会社が外国金融規制当局の規制を受ける金融機関である場合、親会社及びそのグループに関する情報のうち親会社から取得すべきものについては、監督カレッジ等、当局間の情報交換プログラムを可能な限り活用してほしい。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>

14	<p>日本で継続開示を行っている外資系証券会社の親会社の四半期報告書その他親会社から取得すべきものについては、開示のために日本語訳が作成されていない。投資家向け開示がなされておらず、また投資家に対する英文開示の議論も進展しているところ、金融庁において川上連結の指定をしない場合（すなわち、金融庁において、外国当局によりグループ全体の健全性を確保するための規制・監督が適切に行われていると認められた場合）には、業者の翻訳に要する時間及び費用の点を考慮し、原則として英文資料を提出できることとしてほしい。なお、仮に翻訳が必要と判断される事例があれば、個別の運用で対応してほしい。</p>	<p>監督上の必要性から、当局に提出する書類の中に特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を求めているものであり、これを維持することが適当と考えられます。</p>
川下連結・川上連結		
15	<p>特別金融商品取引業者として届出又は報告書の提出等を行うに当たって、親法人等又は子法人等との間で金商法第44条の3第1項第4号及び金商業等府令第153条第1項第7号に定める発行者等に関する非公開情報の授受を行う必要がある場合、その授受は、同号りに掲げる「内部管理に関する業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領し、又はその特定関係者に提供する場合」に該当するものとして取り扱ってよいか。</p>	<p>「内部管理に関する業務」の定義は金商業等府令第153条第3項に規定されており、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、法令遵守を目的とする限りにおいて、御質問にあるグループ会社間における非公開情報の授受は、基本的には、同条第1項第7号りに該当し得るものと考えられます。</p>
16	<p>金商業等府令案別紙様式第17号の4「2 経理の状況」の記載項目のうち、「(5) 連結キャッシュ・フロー計算書」については、特別金融商品取引業者が非上場会社の場合、本事業報告書の作成のみを目的として作成することになるが、これは株主・債権者の見るところではなく、また金商法第57条の4に基づく説明書類の記載事項にも含まれていないので、投資家（顧客）も見ることがない。ついては、連結キャッシュ・フロー計算書の作成は、大きな負担となるので、本項目は削除してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、連結キャッシュ・フロー計算書については、記載を不要とするよう規定を修正いたします（金商業等府令第208条の25第1項第2号、別紙様式第17号の3～第17号の5）。</p>
17	<p>対象特別金融商品取引業者については「親法人等・子法人等の該当・非該当の届出」（金商業等府令第199条第3号）を不要としてほしい。指定親会社に義務付けられる「親会社・子法人等の該当・非該当の届出」（金商業等府令案第208条の32第3号）との重複を解消してほしい。</p>	<p>金商業等府令第199条第3号の「親法人等」・「子法人等」の範囲と、金商業等府令第208条の32第3号の「親会社」・「子法人等」の範囲とは、必ずしも一致しないため、対象特別金融商品取引業者と指定親会社が各々届出を行う必要があると考えられます。</p>
18	<p>指定親会社の子法人等に金融商品取引業者が存在する場合、当該指定親会社は子法人等の事故等</p>	<p>御意見を踏まえ、特別金融商品取引業者・指定親会社の子法人等が法令の規定により金融庁</p>

	<p>(金商業等府令案第208条の32第6号)に関し届け出る一方、当該金融商品取引業者自身も事故等を届け出るため、届出事項に重複が生じる。これを避けるため、「その子法人等(金融商品取引業者及びその子法人等を除く。)の役職員」としてほしい。</p>	<p>長官等に対し届出をしなければならないとされている場合においては、特別金融商品取引業者・指定親会社が二重に届出をしなくてもよいこととするよう規定を修正いたします(金商業等府令第199条第13号、第208条の32第12号)。</p>
19	<p>特別金融商品取引業者の子法人等の事故等の届出に関して、子法人等の中に金融商品取引業者がいる場合には、当該金融商品取引業者自身による届出と親会社である特別金融商品取引業者による届出が二重に提出されることとなる。金融商品取引業者以外の子法人等の事故等に限定して特別金融商品取引業者が届け出ることとしてほしい。</p>	
20	<p>届出を要する訴訟又は調停から、海外子会社が当事者になった場合を除外する旨を明記してほしい。</p> <p>仮に海外子会社が当事者になった場合を含めるのであれば、「当該指定親会社の業務又は当該指定親会社及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの」の重大な影響について、取引規制府令第53条第1項第2号イ及びロに規定された数値基準と同一の基準を金商業等府令の中に明記してほしい。</p> <p>上記いずれも認められない場合は、当該数値基準を金商業等府令案第208条の32第8号の重大な影響の判断基準とすることは個社の具体的な事情に照らして判断する場合には必ずしも不合理ではない旨を回答してほしい。</p>	<p>最終指定親会社がその子法人等が重大な訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合に限り、届出が必要となるよう規定を修正いたします(金商業等府令第208条の32第12号八)。</p> <p>なお、「当該最終指定親会社の業務又は当該最終指定親会社及びその子法人等の財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれ」があるかどうかは、当該訴訟等の訴額、内容、相手方、社会的影響等の諸般の事情を勘案し、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、御意見にある取引規制府令第53条第1項第2号イ及びロの数値基準は、必ずしも判断基準として適切でないと考えられます。</p>
21	<p>金商業等府令案第199条第13号イの「法令等」について規定する金商業等府令案第13条第4号イ(3)の「定款その他の規則」には、金融商品取引業協会、金融商品取引所及び商品取引所の「定款その他の規則」は含まれず、「法令等」に含まれる「定款その他の規則」は、当該金融商品取引業者の「定款その他の規則」のみであるとの理解でよいか。</p>	<p>金商業等府令第199条第13号イ(金商業等府令第13条第4号イ(3))の「法令等」に含まれる「定款その他の規則」は、金融商品取引業協会や金融商品取引所の定める「定款その他の規則」を指すものと考えられます。</p>
22	<p>対象特別金融商品取引業者については、「関係会社に関する報告書」及び「国際業務に関する報告書」(金商業等府令第173条)の提出を不要としてほしい。これらの報告書の記載事項は、指定親会社が提出する事業報告書(金商業等府令案第208条の23、別紙様式第17号の5)及び「業務又は財</p>	<p>金融商品取引業者の単体規制における「親法人等」・「子法人等」の範囲と川上連結における「子法人等」の範囲は必ずしも一致しないことから、特別金融商品取引業者であっても、「関係会社に関する報告書」の記載事項のうち、「1 親法人等及び子法人等の状況」欄及び「2 親</p>

	産の状況に関する報告」に包含されていることから、重ねて提出する必要性は低いと考えられる。このような重複を解消してほしい。	法人等及び子法人等との取引の状況」欄は引き続き記載が必要と考えられます。一方、川下・川上連結規制では、グループ会社の状況等について報告を求める枠組みが整備されていることから、特別金融商品取引業者については、「3 関係会社の状況」欄の記載を不要とするよう規定を修正いたします（金商業等府令別紙様式第13号注意事項3(1)）。なお、「国際業務に関する報告書」については、川下・川上連結規制に係る報告書等では必ずしも代替されないと考えられることから、特別金融商品取引業者においても、従前どおりの提出が必要と考えられます。
23	最終指定親会社の四半期報告書の提出について、EDINETで閲覧可能な場合には、提出の事実のみの報告で足り、紙での提出は不要とする手当をしてほしい。	監督上の必要性から、報告書の提出を求めているものであり、これを維持することが適切と考えられます。
24	「最終指定親会社の子法人等のうち当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないものについては、「資本金の額等」、「主な事業の内容」、「最終指定親会社の議決権保有割合」、「最終指定親会社及び他の子法人等の議決権保有割合」及び「役員の兼任等」の欄の記載を省略することができる。」（別紙様式第17号の5）とあるが、そもそも「当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないもの」については、金商業等府令第38条の3及び第38条の4によれば「子法人等」の定義から除かれているのではないか。	<p>金商業等府令第38条の3及び第38条の4において「財務計算に関する書類の内容に影響を与えないもの」を除いているのは、採用する会計基準における「子会社」「関連会社」概念により、「子法人等」の範囲が決められるようにするためのものです。ここでは、財務計算に関する書類の内容に影響を与えるものは「子法人等」に含まれることとされています。</p> <p>一方、金商業等府令別紙様式第17号の5においては、こうした「子法人等」の定義を踏まえ、最終指定親会社の「子法人等」のうち、当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に「重要な影響を与えないもの」については、一定の記載を省略することを許容するものです。</p> <p>このように、「当該最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に重要な影響を与えないもの」であっても、最終指定親会社の財務計算に関する書類の内容に影響を与えるものについては、「子法人等」の定義に包含されているものと考えられます。</p>
告示関係		
（川下連結告示・単体告示共通）		
25	現行単体告示第1条第46号の「金融機関等」の定義に、「国内の金融機関」が規定されているが、この「国内の金融機関」は、自己資本比率基準の	今回の単体基準の改正は、連結規制導入に伴う技術的、形式的な見直しであることから、御意見を踏まえ、規定を修正いたします。

	<p>適用を受けている会社に限られていないと解されていると思われる。このことから、改正単体告示案第1条第46号八の規定の括弧書き部分（自己資本規制比率と類似の基準と類似の適用を受けている）を削除してほしい。また、改正単体告示案第1条第46号トの規定の「金融商品取引業者を子会社とする持株会社」についても、同様に解されていると思われるので、同じく括弧書き部分（自己資本規制比率と類似の基準と類似の適用を受けている）についても削除してほしい。</p> <p>なお、川下連結告示案にも同じ定義があることから、改正単体告示案と同様に対応してほしい。</p>	<p>また、川下連結告示についても、御意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
26	<p>川下連結告示案第8条第4項及び改正単体告示案第4条第4項の表中「債券等（金利を除く。）」の掛け目は、第10条第6項ではなく、第10条第4項第1号ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
27	<p>川下連結告示案第18条第1項第3号に、「超過回数(第14条第2項本文に規定する超過回数をいう。次項及び第4項において同じ。)が4回以上となったとき」とあるが、第14条第2項に記載のある「市場の特殊要因に起因するものを控除」した後の超過回数である、との理解でよいか。</p> <p>また、改正単体告示案第14条第1項第3号も同じとの理解でよいか。(なお、現行単体告示では、「市場の特殊要因に起因する超過回数を控除する前の超過回数」であることが明言されていたが、その記載が削除されているので、確認したい。)</p>	<p>御意見のとおり、超過回数の定義が市場の特殊要因に起因するものを控除した回数で定められていることを踏まえたもので、控除後の超過回数を示しています。</p> <p>また、単体告示も、従前と同様、控除後の超過回数を示しています。</p>
28	<p>川下連結告示案第19条第1項第1号(注3)及び改正単体告示案第15条第1項第1号(注3)は、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及びマージンコールを必要としている清算機関の債務の引受けが行われた取引について、取引先リスクの算出を不要としている。</p> <p>日々の値洗いによる証拠金を必要としている店頭デリバティブ取引について清算機関の債務の引受けが行われた取引については上記の両取引と同様に取引先リスクが解消されているものと考えられるが、このような取引についても取引先リスクの算出が不要であることが明確となるよう、規定を手当してほしい。</p>	<p>店頭デリバティブ取引について清算機関の債務の引受けが行われた取引について、清算機関とその参加者による直接の取引等、清算機関の関与及びマージンコールにより、取引先リスクが解消されている取引については、取引先リスクの算出は不要と考えられます。一方で、間接的な参加者による取引等については、清算機関及び直接参加者との関係により、取引先リスクが解消されないケースも想定され、個別事案に即した対応が適当であると考えられます。</p>

29	川下連結告示案第19条第3項の表(注5)及び改正単体告示案第15条第3項の表(注5)中、「金融商品取引清算機関は、適格格付を付与された金融機関等とみなす。」とあるが、商品取引清算機関も同様に金融機関とみなす規定を入れてほしい。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
(川下連結告示)		
30	川下連結告示案第2条第1項及び第2項に、「連結財務諸表に基づいて」とあるが、これをマーケットリスク算出においても「グローバルに連結ベースで適用」と解釈し帳簿上の所在地を問わずに同一銘柄にかかるポジションオフセットまで行ってよいのか確認したい。	帳簿上の所在地を問わず同一銘柄についてはオフセットを行うことは可能です。
31	川下連結告示案第5条第1項第7号イにより、為替換算調整勘定と連結子法人等の少数株主持分については、自己資本に算入できる額に制限がかかり、さらには同号ニ及びホとして算入できる額に対しての制約となるが、例えば、いわゆるパーゼルで予定されている扱いに準じて、少なくとも少数株主持分については自己資本比率又は自己資本規制比率と類似の基準の準用を現地当局より受けている海外子会社にかかるもののうち当該基準による所要自己資本額対応部分については基本的項目に算入可とする等の手当が必要と考える。	御意見を踏まえ、現行の銀行規制と同様「為替換算調整勘定」及び「連結子法人等の少数株主持分」については、算入制限のない自己資本として扱うよう、規定を修正いたします。
32	川下連結告示案附則に、第11条の金利感応度の分析の承認に係るみなし承認規定を加えてほしい。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
(川上連結告示)		
33	川上連結告示案第1条第1号の子法人等の定義が「金融商品取引法(昭和23年法律25号。以下「法」という。)第57条の2第9項に規定する子法人。」(=子法人等+関連会社等)となっているが、例えば、第11条においては「その連結子法人等」、第5条第1項第3号においては「子会社」とするのが適切ではないか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
34	川上連結告示案第1条第7号トで、金融機関の定義に「その連結子法人等」を含めた結果、第47条の「優良債務者」などで意図せずして範囲が拡大しているのではないか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
35	川上連結告示案第1条第6号の適格引当金に規定される部分直接償還額、特定海外債権引当勘定は米国会計基準にないので、附則第10条の読替表に追加してほしい。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。

36	川上連結告示案第11条などに「特定取引」という用語が用いられているが、これは、トレーディング業務に係る取引という意味を確認したい。	御意見を踏まえ、「トレーディング業務に係る取引」に規定を修正いたします。
37	川上連結告示案第26条第1項の国際開発銀行には、第2項において列挙されている「国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行」以外にも存在すると思われるが、第2項において列挙されているもの以外の国際開発銀行としては、どのようなものが該当するのか確認したい。	第2項において列挙されていない国際開発銀行に対するエクスポージャーについては、金融機関等向けエクスポージャーとして算出することとなります。
38	銀行や銀行持株会社向けのパーゼルの告示は、平成22年9月27日に改正され、多数国間投資保証機関が追加されていることから、川上連結告示案第26条第2項に多数国間投資保証機関を追加すべきではないか。	御意見を踏まえ、規定を修正し、「多数国間投資保証機関」を追加いたします。
39	最終指定親会社及びその連結子法人等に関するものにも関わらず、川上連結告示案第51条第4号口などで最終指定親会社（単体）となっている部分が散見されるので、適切に修正をしてほしい。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
40	川上連結告示案第269条で「財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建の長期にわたる出資等に係るポジションを除く。」と規定されている。 しかしながら、本告示案は、「連結財務諸表」を前提として連結自己資本規制比率を算出する方法を定めたものと考え、子会社株式等の出資は、連結手続により消去されてしまうので、連結財務諸表上には「取得価格で表示されている外貨建ての長期にわたる出資等」は、存在しないのではないか。	御意見のとおり、連結財務諸表を前提として連結自己資本規制比率の算出において、子会社株式等の出資は連結手続により消去されることとなります。 ただし、連結自己資本規制比率の算出においては、保険子法人等、連結の範囲は連結財務諸表と完全には一致していないことから、子会社株式等の出資の一部が相殺消去されずに残るものと考えられます。
41	川上連結告示案第270条第1号ホの「その他為替損益の額」は、どのようなものを想定しているのか確認したい。	第270条においては、連結子法人等及び支店について、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額を用いることが許容されております。 そのような場合、当該連結子法人等及び支店に適用される内部管理により、イからニには含まれない為替損益が存在する可能性があり、規定をしております。

42	川上連結告示案附則第10条の読替表中、第5条第1項部分は、「自己の信用状態の反映により増減し株主資本に影響を及ぼす金融負債の累計額」とした方が分かり易いのではないか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
(三柱告示)		
43	金融商品取引業者の連結グループにおいては、商業銀行グループとのビジネスモデル等の相違から、開示をすることの重要性が乏しい項目、あるいは会計制度や実務の相違等により算出に困難を伴う項目がある。そのような場合、その項目が重要でないという説明、特に定量的な開示においては、定性的な開示にて代替することが許容されるべきではないか。	御意見のとおり、最終指定親会社の経営実態やリスク特性等に照らして必ずしも重要ではない事項について詳細な開示を行うことは、外部評価の規律付けの有効な機能の妨げになる可能性も否定できないと考えられます。このため、経営実態やリスク特性等に照らして重要ではない項目がある場合には、開示を行わなかった項目及び重要ではないと判断をした理由等を開示することで差し支えないものと考えられます。 告示の解釈運用に当たっては、このような趣旨を徹底することが重要と考えられ、今後、監督指針で手当を行うことを含め、対応を検討いたします。
(単体告示)		
44	改正単体告示案では、平成23年4月1日施行で「指定格付機関」が「適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者）」に改正されることとなっている。一方、現行の指定格付機関の指定の有効期限は平成22年12月31日となっている。 平成21年12月28日付「指定格付機関の指定に係る金融庁告示の制定について」においては、指定格付機関制度は信用格付業者に対する規制導入（平成22年4月1日）後速やかに廃止し、信用格付業者の制度に統合することとされているが、上記有効期限後は、現在の指定格付機関が適格格付業者として指定が行われると考えてよいか。	別に定める告示を参照ください。
45	改正単体告示案第4条第4項の表に規定されている「原資産の区分」に基づく「VUの算出方法」のうち、「債券等（金利を除く。）」は「原資産の時価額×第6条第6項の表に定める率」ではなく、「原資産の時価額×第6条第4項第1号の表に定める率」ではないか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
ヘッジ・ファンド規制		
46	今回の改正案の説明資料中に、「外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態は、現行の規制対象外。当該形態によるヘッジ・ファンドの運用も、ごく一部に見られるため、登録対象	外国投資信託を設定・指図する運用形態（投資一任契約に係る運用と整理されるものを除く。）については、現行の金商法による規制の対象外とされていますが、国内において、この

	に。」、「外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態を規制対象に。」という記載があるが、これに該当する改正案は、金商法施行令第1条の11との理解でよいか。	形態によるヘッジ・ファンドの運用を行う者も、ごく一部に見られることから、これを行う者を登録対象とするため、金商法施行令第1条の11において、外国投資信託を設定・指図する運用形態を金融商品取引業に追加するものです。 他方、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業を行う者が外国投資信託を国外で設定・指図する運用形態については、当該業者が所在する国の法令による規制が及ぶものと考えられるため、規制の重複を避ける観点から、定義府令第16条第1項第9号の2において、当該形態による運用を引き続き金融商品取引業から除外するものです。
47	定義府令第16条第1項第9号の2で金融商品取引業から除外される業務は、金商法の規制対象業務ではなくなるとの理解でよいか。また、どのような趣旨か。	
48	本改正案は、国内業者が何らかの方法で、直接国内から外国において当該国の法令に基づき外国投資信託を設定し、当該外国投資信託の管理業務等を国内から行うという、ごく一部に見られる特殊なケースを規制するものとの認識でよいか。	
49	外国の法令に準拠し、外国において投資運用業を行う者（以下「外国投資運用業者」という。）が、外国の投資家のみを対象として運用業務を行う場合には、そもそも日本の金融商品取引法令の適用はないはずである。したがって、定義府令第16条第1項第9号の2の適用は、外国投資運用業者が日本の投資家を対象として運用業務を行う場合に限られるとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、外国投資運用業者が非居住者のみから出資を受けた金銭等を国外において投資運用している場合には、当該運用行為については、金商法の規制は適用されないものと考えられることから、定義府令第16条第1項第9号の2は、我が国の居住者が出資者に含まれる場合を念頭においています。
50	海外籍の投資信託（海外のトラスティーがファンド設定者）について、当該ファンド（実務的にはファンド設定者）と金融商品取引業者との間で投資一任契約を締結するような場合、当該契約に基づく金融商品取引業者の業務は、金商法第28条第4項第1号で規定する第2条第8項第12号に掲げる行為（＝投資一任契約）であり、すでに現行法制の規制を受けている（登録を受けた上で業務を行う）との理解でよいか。	今回の改正は、国内の業者が、外国の法令に基づいて外国投資信託を設定し、当該外国投資信託の運用を指図する形態を、新たに規制対象に加えるものです。 具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、すでに投資一任契約に係る運用を行う行為として金商法による規制の対象とされているものについては、現行の規制が引き続き適用されます。
51	現在広く見られる、国内業者の海外子会社等の関係会社が、外国で当該国の法令に基づき外国投資信託を設定し、その運用について国内業者に委託する形態は、本改正の影響を受けないとの認識でよいか。	
52	外国投資信託の運用について海外子会社からの委託を受ける行為は、投資運用業として行う金商法第2条第8項第12号口に掲げる契約（投資一任契約）に係る行為と整理され、現行法で規制されるとの理解でよいか。	
53	現状投資一任契約（金商法第2条第8項第12号口）に係る業として整理されているものは、新た	

	に規制対象となる投資信託委託業ではなく、引き続き投資一任契約に係る業であるとの理解でよいか。また、新たに規制対象となる「外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態」とは、どのような行為を念頭においているのか具体的に明示してほしい。	
54	<p>外国投資信託の運用行為は、分析的に考えると、契約に基づいて第三者から投資運用権限を与えられて財産の運用を行う行為と、外国投資信託の管理・運營業務に分類できると考えられる。前者の運用行為については外国投資信託に係る信託契約又は信託証書が投資一任契約に該当すると考えて、投資一任業務（金商法第2条第8項第12号口）に当たるものと整理し、後者の管理・運營業務については当該投資一任業務の付随業務（金商法第35条第1項）として整理したうえで、平成23年4月1日（予定）の政府令施行後に、金商法第2条第8項第14号の業務を業務方法書に追加することなく（すなわち、金商法第2条第8項第12号口に掲げる投資一任業務に係る投資運用業の登録をもって）、外国投資信託の運用を行うことは可能か。それとも、当該政府令改正後は、外国投資信託の運用を行うには、必ず金商法第2条第8項第14号の業務に係る投資運用業登録が必要になるか。</p>	<p>「管理・運營業務」の具体的内容にもよりますが、例えば収益金の支払等の業務については、外国投資信託の運用に付随する業務に該当するものと考えられます。</p> <p>ただし、外国投資信託の運用に付随する業務が、投資一任契約に係る運用に付随する業務に該当するかについては、慎重に判断すべきものと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、すでに投資運用業の登録を受けている者が、いわゆる業務方法書（金商法第29条の2第2項第2号に掲げる書類）に記載された投資運用業の種別と異なる業務を行う場合は、新たな投資運用業の登録が必要となるものではありませんが、業務方法書の記載事項の変更に伴う届出が必要となります（金商法第31条第3項）。</p>
55	<p>外国の法令に準拠し外国において投資運用業を行う者による外国投資信託の運用を、投資運用業から除く定義府令案第16条第1項9号の2の規定は、日本の会社法に基づいて設立された株式会社である業者（国内業者）には適用されないのか。例えば、国内業者であっても、海外にある支店や子会社等の拠点を通じて、海外において当該外国投資信託の運用を行うのであれば、定義府令案第16条第1項9号の2の規定が適用され、金商法第2条第8項第14号の業務に係る投資運用業の登録を受けることなく外国投資信託の運用を行うことは可能か。</p>	<p>金商法の規制は、法人（個人）単位で適用されるものであることから、例えば国内業者が外国に設立した子会社が、外国の法令に準拠し、外国において外国投資信託の設定・指図を行うような場合には、当該国内の親会社ではなく、当該子会社について金商法の適用の有無が判断されるべきものと考えられます。</p> <p>これに対し、国内業者が、同一の法人格である海外支店を通じて外国投資信託の運用を行うような場合は、当該国内業者自体が投資運用業者として金商法の規制対象となるものと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、具体的な行為に対する金商法の適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
56	<p>定義府令案第16条第1項9号の2の場合に加えて、投資家（受益者）に居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号前段に定める居住</p>	<p>投資家に居住者が一切含まれない外国投資信託であっても、当該外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態については、運用者</p>

	<p>者をいう。)が一切含まれない外国投資信託については、投資運用業(金商法第2条第8項第14号)の対象から除外する旨の定めを設けてほしい。</p> <p>また、その場合、金商法第2条第8項第12号口に掲げる投資一任業務について登録を受けた投資運用業者が当該外国投資信託の運用行為を行うことは、業務方法書の変更又は兼業の届出若しくは承認取得を経ることなく、可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>の所在国の根拠法により規制を行う観点から、これを登録対象とすることが妥当と考えられます。</p> <p>なお、すでに投資運用業の登録を受けている者が、いわゆる業務方法書(金商法第29条の2第2項第2号に掲げる書類)に記載された投資運用業の種別と異なる業務を行う場合は、業務方法書の記載事項の変更に伴う届出が必要となります(金商法第31条第3項)。</p>
57	<p>金商法第2条第8項第14号の業務に係る投資運用業の登録に関して、業務方法書にその旨を明記することにより、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき設定される国内の委託者指図型投資信託(以下「国内投資信託」という。)の運用は行わず、外国投信信託を運用する行為のみを対象とした投資運用業に係る登録を受けることは可能か。</p> <p>また、その場合、外国投資信託については、当該外国投資信託が設定されている国・地域の法制度等において運用者(管理会社)及び外国投資信託に係る規制や要件が存在しており、国内投資信託の運用を行うために必要とされる投資運用業の登録要件を、外国投資信託の運用を行うための投資運用業の登録要件にそのまま適用すると、結果として、過剰な規制となるおそれがあると考えます。当該外国投資信託が設定されている国・地域の法制度等に従って業務を運営するための体制を有する限りにおいて、外国投資信託の運用のみを行う投資運用業者には、国内投資信託に係る業務を行う場合と同程度の人的体制やインフラ整備までは必要ないことを明らかにしてほしい。</p>	<p>対象が外国投資信託であるか国内投資信託であるかに関わらず、国内から運用を行う場合には、あくまで我が国の法制に基づいて登録要件が適用されます。</p>
58	<p>国内投資信託については投資信託協会の規則において基準価額を原則として日々計算することが求められていると理解しているが、受益者による追加設定・解約の申出を特定の日(例えば、毎月1回)のみ受け付ける旨が定められている外国投資信託のみの運用及び管理・運営業務を行う場合には、基準価額の算出は当該追加設定・解約を行う日についてのみ行えばよく、毎日行う必要はないとの理解でよいか。また、したがって、外国投資信託の運用に関する投資運用業の登録を受けるために必要な基準価額の算出に関する人員やシス</p>	<p>投資信託協会の規則については、一義的には投資信託協会において、投資者保護等を図る観点から、実態を踏まえつつ判断されるべきものと考えられます。</p> <p>また、投資運用業の登録を受けるために必要となる人員やシステム等の程度については、実施する業務の内容や規模等に応じて、実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

	<p>テム等も、かかる算出頻度に対応できる程度のものであれば足り、国内投資信託の運用について登録を受ける場合ほどの人員やシステムまでは求められないとの理解でよいか。</p>	
59	<p>現在、金商法第2条第8項第14号の業務に係る登録業者を対象とする金融商品取引業協会である投資信託協会は、国内投資信託の運用業者を対象とした組織であると理解している。したがって、外国投資信託の運用業務のみを行う場合には、投資信託協会への加入又は同協会の規則を考慮した社内規則の策定（「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」 - 3 - 1 - 1（4））は求められないとの理解でよいか。</p>	<p>外国投資信託の運用業務のみを行う場合であっても、そのことをもって「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の適用が免除されるものではないと考えられます。</p>
60	<p>現在、金商法第2条第8項第14号の行為について投資運用業の登録を受けている業者（現行の政府令のもとでは国内投資信託の運用業務について登録を受けている業者）は、施行日以降、自動的に外国投資信託の運用業務も行うことができるようになるとの理解でよいか。</p>	<p>すでに投資運用業の登録を受けている者については、再度の登録は必要ありませんが、いわゆる業務方法書（金商法第29条の2第2項第2号に掲げる書類）の記載事項の変更を伴う場合には、金商法第31条第3項に基づく届出が必要となります。</p>
61	<p>現在、金商法第2条第8項第14号の行為について投資運用業の登録を受けている業者について、現行の業務方法書の文言が、（現在の政府令の内容に従い）国内投資信託の運用業務を行う旨に限定されている場合であっても、施行日以降外国投資信託の運用を行うには、外国投資信託の運用業務も含まれるように業務方法書の記載を変更したうえで金商法第31条第3項の事後届出を行えば足り、事前相談を含め、金融庁の事実上の審査等を受ける必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>すでに投資運用業の登録を受けている者については、今回の改正によって新たに登録が必要となることはありません。また、御質問にあるとおり、いわゆる業務方法書（金商法第29条の2第2項第2号に掲げる書類）の記載事項の変更を伴う場合には、金商法第31条第3項に基づく届出が必要となります。さらに、業務内容の変更に応じた人的構成の整備等が必要となるものと考えられます。</p>
62	<p>平成23年4月1日（予定）の政府令の改正施行日（以下「改正施行日」という。）から一定期間（例えば3か月等）内に、外国投資信託の運用に関する金商法第2条第8項第14号の投資運用業登録を行い又は（既存の投資運用業者については）業務方法書の変更を行うことを条件として、当該期間中は、かかる登録又は業務方法書の変更が完了していなくても、外国投資信託の運用業務が可能となるような経過措置を設けてほしい。投資一任業務（金商法第2条第8項第12号ロ）の登録を受けている業者については、改正施行日において現に外国投資信託の運用業務を行っているか否かにかかわらず、上記の経過規定を受けられるよう</p>	<p>すでに投資運用業の登録を受けている者については、今回の改正によって新たに登録が必要となることはないため、登録について特段の経過措置は設けないこととしております。また、いわゆる業務方法書（金商法第29条の2第2項第2号に掲げる書類）の記載事項については、変更があったときに遅滞なくその旨を届け出ることとされており（金商法第31条第3項）、施行日以前に届け出ることが求められるものではありません。</p>

	にしてほしい。	
63	<p>金商法第2条第8項第14号の業務に係る投資運用業の登録を受けた業者が外国投資信託の管理・運営に関して以下の業務を行うことは、当該外国投資信託の運用に付随する不可分の業務であり、投資運用業の兼業規制との関係では、いずれも金商法第2条第8項第14号の業務の付随業務（金商法第35条第1項）として行うことができるとの理解でよいか。</p> <p>(1) 投資家（受益者）に対する運用に関するレポートの作成・交付</p> <p>(2) 外国投資信託の純資産額・基準価額の計算・公表及び信託契約に基づく純資産額の計算停止</p> <p>(3) 外国投資信託に係る弁護士、公認会計士、資産保管会社等のサービス提供者の選任・監督</p> <p>(4) 投資家からの受益証券の買付の申込み（販売会社を通じて受領した申込み及び管理会社自身が第二種金融商品取引業登録に基づき自己募集した投資家からの申込み）に対する承諾付与</p> <p>(5) 投資家からの受益証券の譲渡承認請求に対する承認・非承認の決定</p> <p>(6) 信託契約に基づく、不適合投資家が保有する受益証券の強制償還又は強制譲渡の決定及び実行</p> <p>(7) 投資家からの一部解約請求の受け付け・解約金の支払</p> <p>(8) 配当の決定及び配当金の支払</p> <p>(9) 信託契約に基づく外国投資信託の解散の決定、清算及び償還金の支払</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、基本的には、現行において国内投資信託の運用に付随する業務（金商法第35条第1項）として認められている業務と同様の性質を有する業務については、外国投資信託の運用に付随する業務として行うことができると考えられます。</p>
64	<p>海外で設定された投資信託へ何らかの関与をしている投資一任業者、助言業者等あるいは金融商品取引業登録がないままに関与している全ての業者を登録義務者とすべきと考える。</p>	<p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。ヘッジ・ファンド規制については、引き続き、国際的な議論の動向を注視するとともに、我が国の実情等も踏まえつつ、適切に対応してまいります。</p>
65	<p>外国の投資運用業者が「駐在員事務所その他の施設」（金商法第62条第1項）を本邦内に設置していたとしても、当該外国の投資運用業者が、外国の拠点から外国投資信託の運用を行う行為は、定義府令第16条第1項第9号の2に該当し、金融商品取引業から除外されるとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、外国の投資運用業者が外国の拠点から外国投資信託の運用を行う行為について、「駐在員事務所その他の施設」を設置していることのみをもって、定義府令第16条第1項第9号の2の適用が妨げられるものではない</p>

		いものと考えられます。
地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し		
66	<p>地方公共団体のうち、市場公募地方債の発行団体については、現行のとおり「アマ成り可能なプロ」でよいと思う。</p> <p>しかしながら、知識経験が浅く人的な対応がとれない一般地方公共団体は、投資家保護の観点から区分を「アマ」にすることについては、賛同する。</p> <p>上記観点から、都道府県及び政令指定都市は、現行どおり「アマ成り可能なプロ」に区分することを提案する。</p>	<p>地方公共団体には、必要な金融知識を踏まえた投資判断が行われ得る態勢が必ずしも整っていない団体も含まれることに鑑み、投資者保護の充実の観点から、特定投資家（プロ）へ移行可能な一般投資家（アマ）に分類を変更することが適当と考えられます。</p> <p>なお、特定投資家（プロ）としての取扱いの継続を希望する地方公共団体については、施行日前からの移行手続を可能とすることにより、円滑に特定投資家（プロ）へ移行できるよう経過措置を設けております。</p>
67	<p>すでに特定投資家として対応している地方公共団体が特定投資家としての取扱いの継続の申出ができる期間について、金商法第34条の3第7項(いわゆるプロ成り先の更新申出)のような制限はなく、いつでも申出可能であるとの認識でよいか。</p>	<p>改正府令の公布日以後、申出・書面による同意は可能です（改正府令附則第1条ただし書及び第2条）。</p>
68	<p>改正法施行後、プロ成りを申し出ようとする地方公共団体は、施行日前においてもプロ成りの申出は可能。その場合、同意書に記載する承諾日（金商法第34条の3第2項第1号）は、改正法の施行日とすることによいか。</p>	<p>改正府令の施行日を記載することも可能と考えられます。</p>
デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し		
69	<p>個人向けの店頭デリバティブ取引全般について不招請勧誘を禁止する案に賛成する。</p>	<p>個人向けの店頭デリバティブ取引全般について不招請勧誘を禁止することとし、その適切な運用を通じて、投資者保護を図ってまいります。</p>
70	<p>法人向けの店頭デリバティブ取引全般についても、不招請勧誘を禁止すべきである。</p>	<p>法人は、一般に一定の投資判断力を有し、事業に伴うリスクをヘッジするために取引を行う場合もあり、勧誘の態様に係るものよりも、説明不足や優越的地位の濫用の問題によるトラブルが多いと考えられること等から、法人向けの店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引を除く。）については、不招請勧誘規制の対象としないことが適当と考えられます。</p> <p>ただし、投資者保護の充実を図る観点から、自主規制により、より一層の説明の徹底を図ることとしています。</p>
71	<p>デリバティブを組み込んだ仕組債や投資信託、デリバティブを内包する仕組預金についても、不招請勧誘を禁止すべきである。</p>	<p>デリバティブを組み込んだ仕組債や投資信託、仕組預金については、投資金額を超える損失が発生することはなく、勧誘の態様に係るものよりも、説明不足によるトラブルが多いと考</p>

		<p>えられること等から、不招請勧誘規制の対象としないことが適当と考えられます。</p> <p>ただし、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託については、投資者保護の充実を図る観点から、自主規制により、販売勧誘ルール強化を図ることとしています。デリバティブを内包する仕組預金についても、全国銀行協会等において、上記の取組を踏まえた対応が行われることとしています。</p>
72	取引所取引であっても、FX取引（外国為替証拠金取引）等、初期の投資金額を上回る損失が発生するおそれのある取引は、不招請勧誘を禁止すべきである。	<p>取引所におけるデリバティブ取引については、店頭取引とは異なり、周知性のある商品であり、取引所の取引価格は透明性が高く、複雑な商品は存在しないと考えられること等から、不招請勧誘規制の対象としないことが適当と考えられます。</p> <p>ただし、投資者保護の一層の充実を図る観点から、自主規制により、リスク説明の徹底を図ることとしています。</p>
73	不動産ファンドのような商品も、不招請勧誘の禁止の対象として検討すべきである。	<p>不動産ファンドについては、投資金額を超える損失が発生することはなく、現状では執拗な勧誘等による利用者の被害が広がっているものではないこと等を踏まえると、不招請勧誘規制の対象とすることについては、慎重に対応する必要があると考えられます。</p>
74	電子メールやセミナー等も不招請勧誘の禁止行為の対象にすべきである。	<p>電子メール等の訪問及び電話以外による勧誘は、通常、不当に販売圧力がかかるものではないこと等から、不招請勧誘の禁止の対象とすることは適当ではないですが、その態様により、広告規制等の対象になるものと考えられます。</p> <p>また、セミナー等の形式により、勧誘目的をあらかじめ明示しないで顧客を集めて勧誘する行為は禁止されております（金商業等府令第117条第1項第8号、第275条第1項第6号）。</p>
75	一定の外形的基準を満たす個人、例えば、適格機関投資家の登録要件を満たしている個人については、不招請勧誘規制の対象外としてほしい。上記の登録要件を満たしているかどうかの判断は、勧誘の対象となる個人からの申告によることになるが、特に支障は生じないと思われる。	<p>勧誘を行ってよいか否かを顧客に尋ねることも勧誘をする行為に含まれるため、顧客に情報申告を求めることも、状況によっては勧誘行為に該当する可能性があります。そのため、顧客の申告を前提に不招請勧誘規制の該当性を判断するとすることは適当でないと考えられます。</p> <p>また、顧客が特定投資家である場合には不招請勧誘規制の対象外となりますが（金商法第45条第1号）、特定投資家としての取扱いを望ま</p>

		ず、その旨の行役を行っていない個人顧客については、他の投資者と同様の保護を及ぼす必要があると考えられます。
76	不招請勧誘規制の対象の例外となる個人を、勧誘を行おうとする業者との継続的取引関係にある者に限定するのではなく、店頭デリバティブ取引を他の業者との間で継続的に行っている個人にまで広げるべきである。他の業者との間で継続的に取引を行っているかどうかは勧誘の対象となる個人からの申告によることになるが、特に支障は生じないと思われる。	勧誘を行ってよいか否かを顧客に尋ねることも勧誘をする行為に含まれるため、顧客に他の業者との取引について情報申告を求めるとも、状況によっては勧誘行為に該当する可能性があります。そのため、顧客の申告を前提に不招請勧誘規制の該当性を判断するとすることは適当でないと考えられます。
77	不招請勧誘規制の対象の例外となる継続的取引関係にある顧客か否かについては、店頭金融先物取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引等の分類ごとではなく、店頭デリバティブ取引全般について判断することとしてほしい。	店頭デリバティブ取引は、多様な商品設計が可能であり、原資産・参照指標等によって商品性が大きく異なることから、そのいずれかについて継続的取引関係にあれば不招請勧誘規制の対象とならないとすることは、投資者保護に欠けることとなるおそれがあると考えられます。
78	不招請勧誘の禁止の例外に関する規定の「継続的取引関係にある顧客」の削除を要望する。	不招請勧誘の禁止は、顧客の立場から見ても金融商品取引に関する情報入手方法が制限されること等から、対象範囲を慎重に検討する必要があるところ、継続的取引関係にある顧客との取引については、当該取引についての知識、経験等を有することから、不招請勧誘を禁止する必要はないと考えられます。
79	金商業等府令案第116条第1項第1号については、今回の改正による実質的内容の変更はないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
80	「将来の一定の時期におけるその所有に係る有価証券の売付けを約する」(金商業等府令案第116条第1項第3号イ)とあるが、これには一定条件において取引が消滅する可能性があるいわゆる「ノックアウト条項」が付帯した取引も含まれるとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、基本的には、金商業等府令案第116条第1項第3号イの規定に実質的に該当する取引であれば、対象に含まれるものと考えられます。
81	店頭デリバティブ取引のうち、「決済に必要な金銭の全部をあらかじめ業者に差し入れた上で行う有価証券オプションの(顧客による)売りであり、かつ原則として中途解約を行わない」という商品性を有する取引については、不招請勧誘規制等の適用の範囲外としてほしい。	御指摘の取引は、対象となる有価証券の価格が行使価格を下回りオプションが行使された場合には、本来必要な買付金額を上回る金額を損失として負担しなければならないこととなります。このため、不招請勧誘規制等の適用除外とすることは困難と考えられます。
82	不招請勧誘規制の適用除外取引に、顧客が想定元本に相当する現金を担保として差し入れるプット・オプションの売りを追加することを検討して	

	ほしい。	
83	オプションの組合せにより同様の経済効果が得られるシンセティック・フォワード（行使価格を同一価格としたコール売り＋プット買い）は、顧客の経済効果はフォワードの売りを行ったものと同じであるから、金商業等府令第116条第1項第3号イに掲げる取引の適用除外として認めてもよいのではないかと考えている。	個人顧客にとって、オプションが合成された取引はわかりにくい複雑なものとなるため、不招請勧誘規制等の適用除外とすることは適当でないと考えられます。
84	店頭デリバティブ取引における契約締結前交付書面の交付時に、カバー取引の相手方が記載できるかは、個別取引ごとに異なり、取引によっては、記載できない場合もあると考えている。 監督指針で、当該事情を踏まえた対応をしてほしい。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、例えば、カバー取引の相手方が複数ある場合には、基本的に、その全てを記載することが必要になるものと考えられます。
85	不招請勧誘等の禁止の例外となる金商業等府令第116条第1項第3号の取引に係る契約は、金商業等府令第117条第1項第8号及び第9号についても、規制の趣旨（不招請勧誘規制等の潜脱防止）に鑑みて、適用除外となるよう規定を修正してほしい。	御意見を踏まえ、不招請勧誘等の禁止の例外となる金商業等府令第116条第1項第3号イ及びロに掲げる取引（条件付株券貸借取引など）に係る金融商品取引契約については、勧誘目的をあらかじめ明示しないで顧客を集めて勧誘する行為の禁止等の対象から除外するよう規定を修正いたします（金商業等府令第117条第1項第8号及び第9号、第275条第1項第6号及び第7号）。
不動産デリバティブ取引に対する規制の導入		
86	本改正により、金融指標の範囲に不動産関連の数値が追加された場合、当該指標を参照する市場デリバティブ取引や店頭デリバティブ取引等は、金商法第2条第20項のデリバティブ取引に該当し、また銀行法第10条第2項第12号及び第13号に規定されるデリバティブ取引に該当するとの理解でよいのか。	金商法施行令第1条の18第4号に掲げるものを参照指標とする金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引は、銀行法第10条第2項第12号及び第13号のデリバティブ取引に該当します。
87	「不動産に関連する業務を行う団体が投資者の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の価格又は二以上の不動産の価格の水準を総合的に表した数値」（金商法施行令第116条第1項第3号イ）、「不動産に関連する業務を行う団体が投資者の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の賃料等又は二以上の不動産の賃料等の水準を総合的に表した数値」（定義府令第116条第1項第3号ロ）とは、具体的にはどのようなものを想定しているのか。 例えば、不動産証券化協会が発表しているARES	どのような団体や数値が「不動産に関連する業務を行う団体」や「不動産に関連する業務を行う団体が投資者の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の価格又は二以上の不動産の価格の水準を総合的に表した数値」、「不動産に関連する業務を行う団体が投資者の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の賃料等又は二以上の不動産の賃料等の水準を総合的に表した数値」に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考

	J-REIT Property Index 等 ISDA Property Index Derivatives Definitionsに記載されているものを想定しているのか。	えられます。 なお、御質問の ・不動産に関する調査研究や情報提供を行う不動産業界団体、不動産情報サービス会社又は研究機関 ・不動産関連の上場商品を取り扱う又は不動産関連の上場商品の取扱いを前提として不動産に関する情報提供を行う金融商品取引所 は、基本的には、「不動産に関連する業務を行う団体」に該当するものと考えられます。
88	「不動産に関連する業務を行う団体」には、どのような団体が含まれるのか。 例えば、 ・不動産に関する調査研究や情報提供を行う不動産業界団体、不動産情報サービス会社又は研究機関 ・不動産関連の上場商品を取り扱う又は不動産関連の上場商品の取扱いを前提として不動産に関する情報提供を行う金融商品取引所 は該当するか。	
証券取引等監視委員会による建議関係		
89	事業型ファンドにつき分別管理に係る具体的な説明事項を契約締結前交付書面で盛り込むこととなったが、匿名組合方式では、仮に預金等で会社口座と分別したところで倒産隔離を果たしたことはない。多くの一般投資家は匿名組合の法的性格など知らず、預金口座を別とする分別管理方法で倒産隔離が果たされていると誤解する可能性がある。したがって、金商業等府令案第92条の2の記載事項のほか「当該分別管理方法による倒産隔離の有無」も追加すべきではないか。	証券取引等監視委員会の建議を踏まえ、出資金と運用業者の固有財産等との分別管理が適切に行われていないにもかかわらず、販売・勧誘が行われている状況が多く認められたことに鑑み、現行、金商業等府令第125条で義務付けられている分別管理方法に関して、分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンドに係る契約締結前交付書面の記載事項に、具体的な分別管理先や分別管理の実施状況を追加することとしたものであり、更なる記載事項の拡充については、実態等を踏まえつつ、慎重に対応する必要があると考えられます。
90	金商業等府令案第92条の2第1項第2号の「法第40条の3に規定する管理の実施状況」については、金商業等府令第125条第1号を踏まえ、実際の顧客出資（拠出）額、同条第2号の方法で管理している金額、帳簿におけるとの乖離の有無を記載する必要があるとの理解でよいか。	具体的な記載内容については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、御質問にある事項等について、顧客が理解できるよう具体的に分かりやすく記載することが求められるものと考えられます。
91	ファンドによってはファンド持分の継続・追加販売を行うものもあると考えられるが、当初募集時に確認した後、相当長期間が経過したにも関わらず確認しないまま追加販売・勧誘を行う事態が想定されるため、金商業等府令案第92条の2第1項第2号に、「実施状況の確認を行った方法」に加えて、「当該確認を行った日」を追加してほしい。	「分別管理の実施状況の確認を行った方法」としては、当該確認を行った時期についても記載する必要があるものと考えられます。
92	ファンド持分の販売媒介業者が勧誘する場合、	事業型ファンド販売に係る金融商品取引契約

	金商業等府令案第92条の2第1項第2号の「分別管理の実施状況の確認を行った方法」の記載は、ファンド持分の販売媒介業者が行った確認方法を記載するのか、それともファンド業者による確認方法を記載すれば足りるのか。	を締結しようとする金融商品取引業者等（販売業者等）が確認を行った方法を記載することとされています。
93	ファンド業者が新設のファンドで初回募集を行う場合、未だ出資金等が集まっていないため分別管理は行われていない。その場合、金商業等府令案第92条の2第1項第1号の記載として、ファンド業者が予定している分別管理方法を記載し、同項第2号については省略できるとの理解でよいか。	御質問のような場合には、金商業等府令第92条の2第1項第1号に係る記載については、御理解のとおりであると考えられます。同項第2号に係る記載については、省略ではなく、分別管理すべき財産がないときは、その旨を記載することが必要と考えられます。
94	事業型ファンドに係る契約締結前交付書面の記載事項の充実が図られているが、証券取引等監視委員会のファンド業者への検査結果を見ると顧客の出資金を業者の借入金や運転資金等に流用した事例等が多数見受けられる。流用等を行った業者の中には当初から出資金を流用する目的で金銭を集めている詐欺的業者も存在すると考えられ、そういった業者に対しては契約締結前交付書面の記載事項を充実させるだけでは効果がないと思われる。したがって、詐欺的業者による資金流用行為を防ぐためにも、禁止行為として、出資金の目的外流用を禁止する条文を設けた上で罰則規定を設けるべきではないか。	事業型ファンドの出資対象事業に係る運用行為は金商法の規制対象外と考えられます。
95	事業型出資対象事業持分に関する金銭の管理については、その投資対象が事前に特定されていないこと、往々にして投資期間が長期に渡ること等により、そもそも特定の預託先や銀行等の詳細を事前に定めることは、実質的に困難であることが多い。したがって、金融商品取引業者等が取り扱う時点でこれらの記載事項が決定されていない場合は、「未定」と記載するということがよいか。	募集等の行為を行うに当たっては、預託先等の分別管理方法が決定されている必要があるものと考えられます。
96	「その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業」とあるが、これは当該ファンドの募集時点において、目論見書等から50%超が有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資と見られるものは除かれるとの理解でよいか。	「主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、ファンドの募集等の時点のみではなく、出資対象事業全体について判断する必要があるものと考えられます。
97	金商法施行令第1条の8の6に規定される特定	御理解のとおりです。

	<p>出資を用いて、主として商品投資により運用を行うことを目的とする信託の信託受益権（商品ファンド関連受益権）は、事業型出資対象事業持分に該当しないため、商品ファンド関連取引に係る当該信託受益権の契約締結前交付書面について、金商業等府令案第92条の2の適用がないとの理解でよいか。</p>	
有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化		
98	<p>金融商品取引業から除かれている店頭デリバティブ取引（金商法施行令第1条の8の6第2号）と同様に、勧誘の有無で要件を区別せずに、顧客属性のみを要件とすべきである。</p> <p>具体的な顧客属性要件についても、金融商品取引業から除かれている店頭デリバティブ取引と同じ一定の範囲のプロ顧客（金商法施行令第1条の8の6、定義府令第15条）とすべきである。</p>	<p>外国業者が外国から行う有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る行為のうち一定のものについて、現行の取扱いや有価証券関連の外国市場デリバティブ取引に係る規制等を踏まえ、規制対象外であることを明確化することとしたものであり、規制対象外とする範囲を拡大することについては、投資者保護の観点から、慎重に考える必要があります。</p>
99	<p>定義府令案第16条第1項第1号の2イ(1)の「政府」は、「国」（金商法施行令第1条の8の6第1項第1号イ）とは異なる概念か。また、地方公共団体を含まないとの理解でよいか。</p>	<p>御質問の「政府」と「国」は、基本的に同じ概念と考えられます。地方公共団体を含まないことは、御理解のとおりであると考えられます。</p>